

○公営企業会計特有の考え方

収益的収支(3条)と資本的収支(4条)

水道事業の会計(公営企業会計)では、収入・支出を損益取引・資本取引に区分する。

- ◇一般会計 …… 入ってくるお金を歳入とし、出ていくお金を歳出とする。
余ったお金は繰越金となる。
- ◇水道事業会計…… 入ってくるお金と出ていくお金を目的によって分けて考える。
(公営企業会計)

収益的収支

水道事業の運営、管路や施設の維持管理、水道水の精製等に係る収支(経常的経費・収入にあたるもの)

⇒水道料金収入、薬品費、修繕費、減価償却費、支払利息等

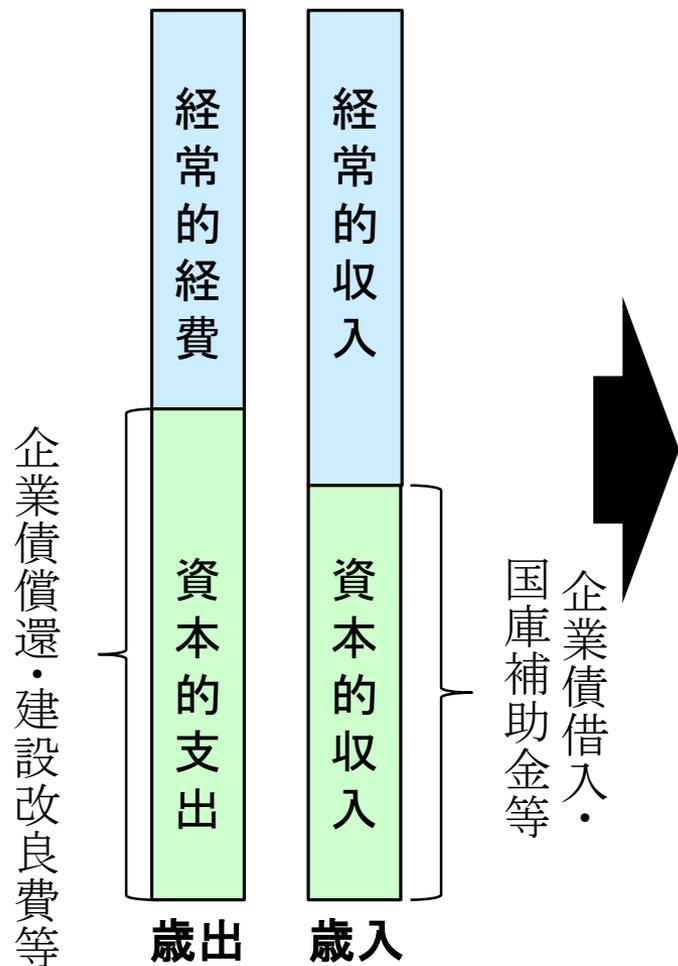
資本的収支

管路や施設の新設・更新、固定資産の購入等に係る収支

⇒建設改良費(施設・管路の新設、更新)、企業債の借入・償還等

一般会計

収入と支出をまとめて考える



公営企業会計

収入と支出を**収益的収支**と**資本的収支**に別けて考える

